

法 学 号 外
平成 30 年 4 月 9 日

各 私 立 高 等 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

労働法教育等のためのリーフレットの活用について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

基政発0329第1号
平成30年3月29日

各国公私立大学学生部長
各国公私立大学キャリア・就職支援担当部長
各公私立短期大学事務部長
各公私立短期大学キャリア・就職支援担当部長
各国公私立高等専門学校事務部長
各国公私立高等専門学校キャリア・就職支援担当部長
各国公私立専修学校・各種学校学生部長
各国公私立専修学校・各種学校キャリア・就職支援担当部長 殿
各都道府県労政主管部局担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県総務部私立学校主管課長
各政令市労政主管部局担当課長
各政令市教育委員会主管課長
各政令市総務部主管課長



厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働法教育等のためのリーフレットの活用について（依頼）

平素より、労働基準行政に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、学生の皆さんが在学中の様々な機会に労働法やそれに関する制度などの知識を習得することが重要であることから、平成29年度事業として、文部科学省とも連携し、教員や職員の皆様に活用いただける指導者用資料『働くこと』と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』（以下「手引き」という。）を現在作成しているところですが、当該手引きの内容を周知するために『仕事（アルバイト）のトラブル こんな事で困っていませんか?』と題したリーフレットを作成いたしました。

「手引き」については、近日中の送付を予定しております。先行してリーフレットを送付させていただきますので、新入生ガイダンスや、就職活動の際の学内セミナーなどでご活用くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、本リーフレットについては、以下の厚生労働省ホームページ「確かめよう 労働条件」の特設ページ『働くこと』と『労働法』～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』に4月上旬を目処に掲載いたしますので、印刷等の際にご活用ください。

○掲載サイト

『働くこと』と『労働法』 ～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>

○本件連絡先：厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

TEL：厚生労働省代表03-5253-1111（内線5545）

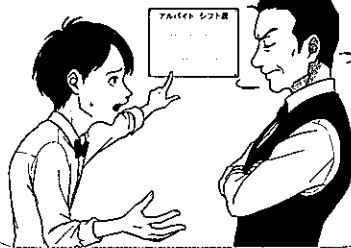
仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか?

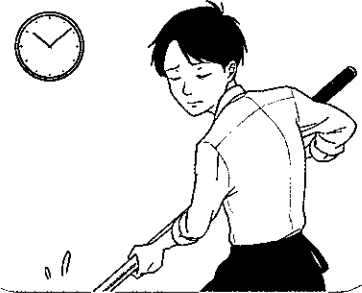
お店が忙しくて
休憩がもらえません



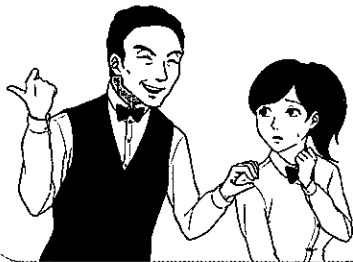
学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れって言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ほっとライン(電話での相談は...)
月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前9時～午後9時

はい！ ろうどう
☎ 0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryu/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは「働くこと」と「労働法」~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~の
テーマ1~8の中にあります



アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒テーマ2 テーマ8
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒テーマ2
	③工作中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。	⇒テーマ8
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒テーマ2
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も払わなければいけないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ2
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ2 テーマ7
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですけど、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。 ○か×か。	⇒テーマ3 テーマ8
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ2 テーマ8
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ2 テーマ8

クイズの解説も「働くこと」と「労働法」に記載しています。



「働くこと」と「労働法」

~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~

<http://www.check-rouds.com/link/guide/daigakunounkosei/tyougaku/index.html>

【クイズの答え】

○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○×



「アルバイトの労働条件を確かめよう!!」
キャラクター「たしかめたん」